雫石町まちおこしセンター指定管理者募集要項

　雫石町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第２号。以下「条例」という。）第２条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

１ 施設の所在及び名称

　 所　在　　雫石町上町南19番地19号

　 名　称　　雫石町まちおこしセンター

２ 施設の概要等

(１) 管理運営にあたっては、雫石町が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244 条の２の規定に基づき、雫石町まちおこしセンターの指定管理者の指定を行うこととなります。

(２) 施設の基本的性格

　施設の管理運営については、施設の性格及び機能等を考慮し、中心市街地の活性化及び産業の振興に資するという設置目的を念頭に、各関係機関との適正な連携の中で進められる必要があります。

(３) 管理運営計画の基本的な考え方

　雫石町まちおこしセンターの管理運営計画策定に当たっては、町との緊密な協力・連携を図り、マネジメント感覚を取り入れた管理運営を構築してください。

　また、利用者の視点に立って、利用しやすく親しみの持てる施設運営を目指してください。

(４) 施設の構成

　雫石町まちおこしセンター

●構　　造　　　鉄骨造２階建

●建築面積　　　360.54㎡（１階328.25㎡,２階32.29㎡）

・特産品・名物料理企画研究開発室 １室

・地場産品販売室、伝統技能実演・体験室 １室

・郷土芸能伝承公演室、試食・休憩室 １室

・管理室 １室

・食材庫 １室

・備品庫（２ヵ所） １室

・商談室（２階） １室

・一般トイレ（男女各） １室

・その他付帯スペース（廊下、階段等）

　　●外構付帯施設

　　　・駐車場等敷地　533.68㎡

３ 管理に要する経費

(１) 町は、指定管理業務に係る経費として提案された収支計画額を基本に、毎年度の町の予算の範囲内において指定管理者と締結する年度協定により決定する経費（必ずしも応募者が申請書類に記載した指定管理料の額になるとは限りません。）を支払うこととします。施設の利用料金については、条例の範囲内で町と協議して設定し、利用料金は指定管理者の収入としてください。

また、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、原則として精算はせず、各協定書で決定した額は、特段の事情のない限り変更しないこととします。ただし、施設の維持管理等に関し、年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に剰余が生じたときは、当該剰余額は町に返還するものとします。

なお、指定管理料は、年度当初予算額を上限額とします。利用料金収入の過去４年間の実績は次のとおりですから参考にしてください。効果的な運営をすることでサービスのレベルを維持しつつ費用を圧縮する運営計画を提案してください。

　　　　　　　【 指定管理料 】　　　　【 売上高実績 】

平成28年度　　　 8,980千円　　　　　　　　　9千円（H28.7月から）

平成29年度　　　10,500千円　　　　　　　　 11千円

平成30年度　　　10,500千円　　　　　　 　 843千円

(２) 指定管理附帯事業及び指定管理者提案事業

指定管理附帯事業及び指定管理者自主(提案)事業に係る費用について町は負担せず、収入は指定管理者の収入としますので、これらの事業においては採算が合うような事業としてください。

(３) 管理口座、経理区分等

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、法人の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経費、指定管理者附帯事業等に係る収入及び経費、並びにその他の業務に係る経費及び収入は区分して経理してください。

４ 指定管理者の指定（予定）期間

(１) 指定（予定）期間は、令和２年４月１日から令和６年３月31日までとします。

(２) 指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。

(３) 法第244条の２第11項の規定に基づき、町は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

５ 指定管理者が行う業務の範囲

　業務の範囲は(１)～(４)のとおりとします。業務範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、設置者と協議のうえ、専門の業者に委託できるものとします。ただし、次の業務は第三者に委託できません。

① 施設の使用許可に関する事務

② 関係機関、関係団体との調整業務

③ 災害又は緊急時の対応業務

(１) 施設の利用許可等に関する事務

施設の利用の許可、利用許可の取り消し及び利用料金の徴収業務

　　【参考】来館者数の過去３年実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 来館者数 | (参考）軽トラ市来場者数 |  |
| 平成28年度 | 10,853人 | 22,200人 |  |
| 平成29年度 | 15,138人 | 29,000人 |  |
| 平成30年度 | 14,606人 | 26,000人 |  |

(２) 施設の維持管理に関する業務

　　【参考】過去３年実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設清掃・消防設備点検委託 | 警備業務  委託 | 自動ドア保守点検委託 | 需用費 | 役務費 | 使用料  賃借料 |
| 平成28年度 | 404千円 | 224千円 | 42千円 | 1,737千円 | 69千円 | 187千円 |
| 平成29年度 | 486千円 | 203千円 | 42千円 | 1,598千円 | 198千円 | 483千円 |
| 平成30年度 | 477千円 | 285千円 | 42千円 | 1,495千円 | 202千円 | 443千円 |

(３) 設置目的を達成するため必要となる業務

　　①中心市街地の活性化及び産業の振興に資する事業

　　②特産品・名物料理企画研究開発室を活用した事業

　　③地場産品販売室を活用した事業

　　④郷土芸能伝承公演室を活用した事業

　　他に、施設マネジメント、庶務・経理業務、事業計画・報告書等の作成及び提出

　　※①～④については、コンセプトや内容を企画検討してください。（事業計画書３(5)に記入）

　　これらの事業は、設置者と協議のうえ、指定管理者が専門の業者に委託することもできます。

(４) 施設、その付属設備等の維持及び修繕に関する業務

６ 管理の基準

(１) 指定管理業務の実施に係る管理の基準

指定管理者は、次の①から③までの事項及び管理運営業務基準に従い雫石町まちおこしセンターの管理業務を実施します。

① 関係法令、条例等の規程の遵守

地方自治法、雫石町財産規則、消防法等の関係法令及びその他町の関係例規のほか施設の管理に関して町の示した運用基準等を遵守して施設を管理します。

② 利用の事務を行わない日

|  |  |
| --- | --- |
| 休 館 日 | (１) 火曜日  (２) 12月29日から１月３日 |
| 開館時間 | 午前９時から午後７時まで |

利用時間帯について、上記により難い場合には新時間帯の提案もあわせて検討してください。

③ 指定管理業務の執行体制に関する事項

ア 文書取扱規程の準備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、雫石町文書取扱規程に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存するものとします。また、保存期間終了時に、町の指示に従って引き渡すものとします。

イ 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施に当たり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

ウ 個人情報等の取扱い

施設利用者等の個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、毀損の防止その他適切な管理に努め、個人情報保護のための必要な規程等を整備し、従業員教育等個人情報を保護するための所要の措置を講ずることとします。

エ 手続規程の整備

利用許可の取り消しなど行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保願います。

また、施設の利用に当たっての利用者の指導については、雫石町行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に沿った対応をとるものとします。

オ 守秘義務

指定管理者は、雫石町個人情報保護条例の規定に基づき、別途締結する協定書において、「個人情報の保護及び秘密の保持」として町が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。（退職後もその対象となります。）違反した場合は、同条例に規定する罰則の適用があります。

カ 経理･会計体制の確立

会計帳簿を整備し、会計･経理の体制を確立し、適正な公金管理を行うものとします。

手持ち現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制の確立を図るものとします。

キ 施設・備品管理体制の確立

施設・備品については、台帳を備え、適正に管理することとします。なお、指定管理者が指定管理業務遂行のために必要なものとして取得した物品の所有権は町に帰属します。

ケ 環境配慮型施設運営

ⅰ 施設の利用者に対して、環境の保全や自然への理解に対する情報の提供に努めるとともに業務に携わる者に対しても教育･研修の推進に努めること。

ⅱ 物品やサービスの調達に当たっては環境に配慮した商品を購入し、廃棄に当たっても資源の有効利用や、適正処理を図ること。

ⅲ エネルギー消費を削減し、温室ガスの発生を抑制させ、地球温暖化への取組みを図ること。

ⅳ 有害化学物質、感染性廃棄物へのリスク管理を行い、環境への負荷を低減させること。

コ 公平性の確保

雫石町まちおこしセンターの管理運営にあたっては、町民の公平な利用を確保して下さい。

(２) 指定管理者自主（提案）事業

　上記の事業のほか、雫石町まちおこしセンターの振興に関する取組みや、指定管理者が独自に実施する事業についての提案をしてください。

　また、この事業の実施に当たって、やむを得ず指定期間内に償却できない物的投資を行うことが必要な場合には、指定期間経過後の取扱いも含めて提案を行うことも可能です。この提案を行う場合には、提案内容の公共性や採算性等を慎重に検討してください。

７ 指定管理者の指定の申請

　雫石町内に事務所を有する法人その他の団体で、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式１号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

① 事業計画書（様式２号）

② 自主事業計画書及び４カ年の収支計画書（別記様式１，２）

③ 団体概要（様式３号）

④ 類似施設等管理運営実績表（様式４号）

⑤ 役員名簿（法人にあっては当該法人の登記事項証明書）

⑥ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

⑦ 経営状況に関する書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書）

※⑦について

1) 新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。

2) 設立２年目の団体にあっては、前事業年度に係る書類を提出すること。

⑧その他

　ア) 直近２年度分の雫石町に納付すべき法人町民税、固定資産税に係る納税証明書

　イ) 直近２事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税に係る未納がない証明

※⑧ア) ～イ)について

　新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、添付を要しないものとする。

(３) 指定申請書の提出方法

　① 提出場所

　　 〒020-0595 岩手郡雫石町千刈田５番地１

　　 雫石町観光商工課

　② 提出期間

　　 令和元年12月13日(金)　午後５時（必着）までとします。

　③ 提出部数

　提出部数は、正１部、副５部（副は複写可）の６部とします。

　また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却しません。

　④ 提出方法

　　 郵送又は持参のみとし、ファックス、電子メールは不可とします。

(４) 指定申請書、事業計画書、付属書類（以下、「指定申請書等」という。）の作成及び提出上の注意事項

① 指定申請書の作成にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守する内容であること。

② 指定申請書等の様式

　 指定申請書等は、日本工業規格のＡ４の大きさとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

③ 言語、通貨、単位等

　 指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限ります。

④ 指定申請書等の再提出

　 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。

⑤ 提出された指定申請書は指定管理者の選定以外に原則として使用しません。

⑥ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

８ 指定管理者の指定

　指定管理者の候補者を、条例第４条の規定に基づき、次の選定基準により総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(１) 選定基準

① 管理計画に基づく管理により公の施設における町民の平等な使用の確保が図られるものであること。

② 管理計画の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

③ 指定申請法人等が管理計画に基づく公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有しているものであること。

④ その他別紙審査選考基準による評価を行うこと。

(２) 選定手続

① 資格審査、申請内容の確認

　 申請書提出後、雫石町観光商工課において資格審査を行います。また、申請内容について照会を行う場合があります。

② 選考委員会等による審査

　 資格審査を通過した場合は、選考委員会において、審査選考基準に従って審査委員が評点をつけ、各委員が採点した平均点の高い順に交渉順位を決定します。また、選定を行った場合は、申請者に対して通知するものとします。

③ 町議会による議決

　 町長は、指定管理者の選定に係る議案を町議会に提出し、議会の審議に付します。

④ 指定管理者の指定

　 指定管理者の選定に関する議案について町議会の議決を経た後、町長は、指定管理者の指定を行います。

９ 協定の締結

　指定管理者の指定後、指定管理業務、指定管理附帯事業、及び指定管理者自主（提案）事業に関し基本的事項を定めた基本協定と各年度における実施事項を定めた年度協定を締結します。

(１) 基本協定項目

　町が定めた管理の基準及び申請書類に基づいて、町と指定管理者の間で協議を行い、基本協定を締結します。基本協定項目は、概ね次のとおりです。

ア) 総括的事項

イ) 業務の範囲と実施条件に関する事項

ウ) 業務の実施に関する事項

エ) 備品等の扱いに関する事項

オ) 業務実施に係る町の確認事項に関すること

オ) 指定管理料及び利用料金に関する事項

カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項

キ) 指定期間の満了に関すること

ク) 指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事項

ケ) その他の事項

(２) 年度協定項目

ア) 基本協定の実施に伴う細目的事項（管理等業務仕様書を含む）

イ) 当該年度における経費支払に関する事項

ウ) 報告書等の具体的な提出時期について

(３) 協定が締結できない場合

　指定管理者が、協定の締結までの間に次に掲げる事項に該当することとなったときは、町はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ) 財務状況の悪化等により業務の利用が確実でないと認められるとき

ウ) 著しく社会的信用を失う等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

エ) 応募資格を喪失したとき。

10 その他の事項

(１) 事業継続困難時の措置

　指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに町に報告してください。その場合の措置については次のとおりです。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正業務の継続が困難になった場合は、町は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができます。

　この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、町は指定管理者の指定を取り消すことができます。

② 上記により指定の取り消しがなされた場合は、町に生じた損害の賠償を行わなければなりません。

③ 不可抗力又は指定管理者の責めに帰すことのできない理由で業務の継続が困難となった場合は、町と指定管理者は業務の継続の可否について協議することとします。

(２) 疑義

　業務の遂行に関し疑義が生じた場合は、町及び指定管理者は誠意を持って協議により解決するものとします。

(３) 指定期間の満了及び指定の取り消しの場合は、円滑な引継ぎを行うものとします。

11 指定の申請にあたっての留意事項

　 指定申請書を提出することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とします。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

② 直近２年度分の雫石町に納付すべき法人町民税、固定資産税若しくは直近２事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項及び第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

④ 令和元年11月１日以前６ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

⑤ 指名停止又は指名除外の措置を町から受けている者でないこと。

⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同法第２条第６号に規定する暴力団員又は雫石町暴力団排除条例（平成24年日条例第19号）第２条第４号に規定する暴力団員等及びその利益となる活動を行う者でないこと。

12 質問及び回答

　 指定申請書等の作成に関する質問は、別紙様式５号により令和元年11月29日(金)から令和元年12月６日(金)（土曜、日曜を除く。）の午前９時から午後５時まで受け付けます。

◎ 問合せ先　〒020-0595　岩手県岩手郡雫石町千刈田５番地１

　 雫石町観光商工課　　　電話 019-692-6497　FAX 019-692-5208

13 現地説明会

　現場の立地及び施設の概要の参考のために令和元年11月29日(金）午後２時から現地説明会を行います。参加を希望する方は11月29日(金)午前11時までに別紙様式６号によりＦＡＸ又は郵送にてお知らせください。

　なお、現地説明会の参加の有無が指定申請書の提出を妨げるものではありません。

14 指定管理者応募見込書の提出

　指定管理者に応募しようとする者は、事務処理の都合があるので、令和元年12月６日(金)午後５時（必着）までに別紙様式７号「応募見込書」を提出してください。なお、上記見込書提出後、指定申請をしないこととなった場合は、辞退届（様式任意）を提出（FAX可）してください。

【スケジュール】（予定）

募集の公告 　令和元年11月15日

募集要項の配布 　令和元年11月15日から12月13日

現地説明会 　令和元年11月29日

質問事項の受付締切 　令和元年12月６日

応募見込提出期限 　令和元年12月６日

申請書受付期間 　令和元年12月２日から12月13日

町議会における議決 　令和２年３月

指定管理者の指定告示 　令和２年３月

基本協定の締結 　令和２年３月

年度協定の締結 　令和２年３月

指定管理者の管理開始 　令和２年４月１日

別紙　審査選考基準

次の基準ごとに、審査項目及び配点をあらかじめ設定します。

１　町民の平等な利用の確保が図られていること

　（例）○　施設の設置目的を理解しているか。

　　　　○　町が示した管理の方針と運営方針が合致するか。

　　　　○　利用促進のための計画に偏りはないか。

２　管理計画の内容が、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること

　（例）○　管理計画が施設の設置目的に合致しているか。

　　　　○　利用者のニーズを的確に把握する計画となっているか。

　　　　○　質の高いサービスの提供を実現する計画であるか。

　　　　○　地域住民や関係団体との連携が図られているか。

　　　　○　施設等の管理及び安全管理は適切か。

　　　　○　経費の節減に取り組む内容となっているか。

３　施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること

　（例）○　収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。

　　　　○　収支計画に実現性があるか。

　　　　○　実施体制（職員構成、職員数、現在従事している職員の雇用）は十分か。

　　　　○　経営基盤は安定し、計画に沿った管理を行う能力があるか。

　　　　○　これまで類似業務についての実績があるか。

４　指定管理者の提案事業の評価

　（例）○　採算性に問題がないか。

　　　　○　施設の設置目的と齟齬がないか。

　　　　○　地域社会へ貢献する内容か。